

1. 令和7年スケジュール(予定)

- 1月27日（月） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（令和7年提案募集の方針決定）
↓
○事前相談・提案受付開始
- ～3月25日（火） ○可能な限り事前相談を受け付け
- 4月18日（金） ○提案受付終了
→追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会（3週間程度）
- 6月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（重点事項の決定）
↓
○関係府省庁への検討要請
- 7月上旬～7月下旬 ○関係府省庁からの第1次ヒアリング、地方三団体からのヒアリング
- 7月下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリング状況等の報告）
○関係府省庁への再検討要請
- 9月中下旬 ○関係府省庁からの第2次ヒアリング
- 11月中下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（対応方針案の了承）
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

2. 重点募集テーマ① 「デジタル化」

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用による住民サービスの向上や地方公共団体の業務効率化を図るための規制（法令解釈や運用・慣習上の規制を含む）の見直しや環境の整備。提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図る。

※ 特に、令和8年(度)又は9年(度)に制度やシステムの構築・見直しが予定されている案件については、見直し検討の時機を逸しないよう、本年の提案募集において積極的にご提案いただきたい(「[デジタル社会の実現に向けた重点計画](#)」(令和6年6月21日閣議決定)の「第3 重点政策一覧」「第4 工程表」参照)。

<提案の視点の例>

(1) 住民や事業者から地方公共団体に対する行政手続において、オンライン手続を可能とするもの

① デジタル化を阻害するアナログ規制の見直し（書面規制、対面規制等のアナログ的な規制の見直し）

《この視点に関連する過去の提案例（詳細はP5①～③を参照）》

- ・狩猟免許申請手続のオンライン完結を可能とすること（R6_61）
- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請手続及び自立支援医療費支給認定申請手続についてオンラインでの申請を可能とすること（R6_22）
- ・転入届・転居届の電子申請を可能とすること（R6_86）

《提案のポイント》

以下のような規定の見直しを求めるもの

- ・手続時に写真や診断書の原本の添付を求める規定
- ・自治体窓口での手続を求める規定

住民
事業者

書面の添付や窓口手続を不要に

自治体

② システム等の環境整備

ア マイナポータルぴったりサービスの利用拡大

《この視点に関連する過去の提案例（詳細はP5②を参照）》

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請手続及び自立支援医療費支給認定申請手続についてオンラインでの申請を可能とすること（R6_22）

《提案のポイント》

ぴったりサービスにおける標準様式の対象を拡大し、自治体のオンライン申請導入に係る事務負担を軽減するもの

住民

ぴったりサービスでオンライン申請可能に

自治体

イ e-Govの利用拡大

《この視点に関連する過去の提案例（詳細はP5④を参照）》

- ・環境法令に基づく届出等に係るシステムの統一化・共通化（R6_28）

《提案のポイント》

事業者による自治体向けの申請手続にe-Govを利用するため、e-Govの機能拡充を求めるもの。

事業者

e-Govで複数自治体に一括オンライン申請可能に

自治体

自治体

ウ ぴったりサービスと連携したキャッシュレス納付機能の活用

《この視点に関連する過去の提案例（詳細はP5⑤を参照）》

- ・狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進（R6_114）

《提案のポイント》

申請時の手数料の納付をオンライン上で完結するため、ぴったりサービスと連携したキャッシュレス納付機能を活用するもの

住民

ぴったりサービスから手数料決済が可能に

自治体

2. 重点募集テーマ① 「デジタル化」

(2) 行政手続のオンライン化に伴い、経由事務の廃止を求めるもの

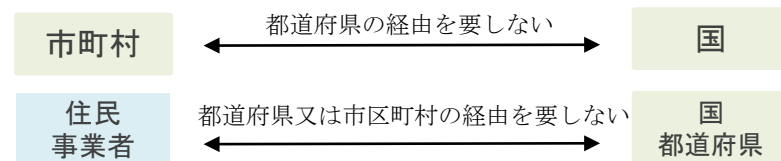
(国家資格等情報連携・活用システムや一斉調査システム等の利用による行政手続のオンライン化に伴い、
都道府県経由(住民又は市区町村⇔都道府県⇔国)や市区町村経由(住民⇔市区町村⇔都道府県又は国)の廃止等)

《この視点に関連する過去の提案例(詳細はP 5 ⑥～⑨を参照)》

- ・ 国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等 (R6_64)
- ・ 消防庁による調査に係る事務の効率化 (R6_229)
- ・ 医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止等の見直し (R5_98)
- ・ 子供の学習費調査にかかる都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し (R5_198)

《提案のポイント》

手続のオンライン化による業務の効率化に伴い、
都道府県等の経由を要しないこととするもの



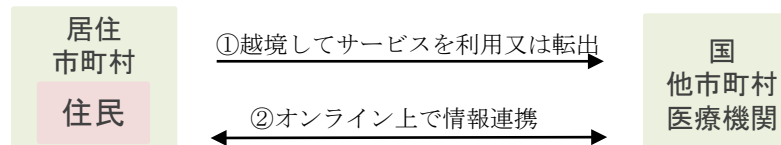
(3) 国、地方公共団体、医療機関等との間で情報連携をオンラインで可能とするもの

《この視点に関連する過去の提案例(詳細はP 5 ⑩～⑬を参照)》

- ・ 犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等 (R6_10)
- ・ 保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等 (R6_95)
- ・ 里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築 (R5_13)
- ・ 公用請求の代替のための登記情報連携システムの自治体運用の拡大 (R6_99)

《提案のポイント》

住民が居住する自治体以外で行政サービスを受ける場合や
他市町村へ転出した場合に、自治体間等の情報連携を
オンライン上で可能とするもの



2. 重点募集テーマ① 「デジタル化」

(4) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの

※内閣官房デジタル行財政改革会議事務局において、以下の当面の具体的視点に合致した提案は、共通化対象候補の選定の検討の参考とする。

《当面の具体的視点（「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）参照）》

- i) 新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの
- ii) 制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム
- iii) データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

《関連するR6年提案》

- ・ふるさと納税の指定申出手続等における事務手続のシステム化等（R6_89）ほか7件（詳細はP6・7参照）

※ 上記＜提案の視点の例＞にかかわらず、地方分権に資する自由な提案を広く受け付ける。

2. 重点募集テーマ① 「デジタル化」の参考資料

【参考】過去の分権提案例	提案団体の主な支障	対応の方向性
①狩猟免許申請手続のオンライン完結を可能とすること（R6_61）	狩猟免許の申請等において、裏面に氏名及び撮影年月日を記載した顔写真を添付するよう規定されており、郵送が必要。	オンライン申請時に顔写真データの添付を可能とするよう規定を改正。
②精神障害者保健福祉手帳交付申請手続及び自立支援医療費支給認定申請手続についてオンラインでの申請を可能とすること（R6_22）	オンライン申請できないため、窓口受付に係る職員の負担が大きい。また、制度利用者が精神疾患により外出できず、更新手続ができない場合がある。	マイナポータルびったりサービスによる申請を可能とするよう標準様式の作成を検討。また、申請時に添付が必要な医師の診断書のオンライン提出を可能とするよう検討。
③転入届・転居届の電子申請を可能とすること（R6_86）	転入届・転居届の提出については、窓口来庁を要することが規定されているため、市町村窓口の混雑につながっている。	確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえ、具体的な方策を検討。
④法律における届出システムの統一化・共通化（R6_28）	各種環境法令の届出等については、多くの自治体で紙による受付をしている。独自にオンライン化を進めている自治体もあるが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれにIDパスワードが必要、申請方法が異なるなど、事業者の負担となっている。	環境法令に基づく届出等について、オンラインによる提出を可能とするため、e-Govの改修を検討。
⑤狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進（R6_114）	自治体が狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度（ワンストップサービス）に参加すると、住民による狂犬病予防法上の登録申請が不要になる一方、犬の登録手数料を住民から徴収する機会がなくなるため、特例制度に参加する自治体が増えない。	マイナポータルびったりサービスのオンライン決済機能を活用し、飼い主がマイクロチップ情報識別番号を入力することで、自治体向けに手数料のオンライン納付を可能とするよう検討。
⑥国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等（R6_64）	医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師、歯科技工士、准看護師、精神保健指定医、死体解剖資格、衛生検査技師に関する資格の登録申請や免許証等の交付について、都道府県を経由する必要がある、事務負担が生じている。	准看護師、精神保健指定医、薬剤師について、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン手続の場合には、都道府県経由を廃止。その他資格についても都道府県経由の廃止に向けて引き続き検討。
⑦消防庁による調査に係る事務の効率化（R6_229）	消防庁からの調査が都道府県経由で行われていることにより、市町村・消防本部への調査・通知の発出や回答の取りまとめに伴う決裁、転記等の事務が生じている。	原則として、調査・照会（一斉調査）システムを活用し、都道府県経由を削減。
⑧医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止等の見直し（R5_98）	事業者が医薬品等の国家検定の申請を行う際、事業者の製造所を所管する都道府県が試験検査検体を採取し、検定機関に送付する必要がある、事務負担が生じている。	検定の迅速化を求める事業者の声や諸外国の事例を踏まえ、事業者が直接検定機関に申請書をオンラインで提出し、試験検査検体を直送することで、都道府県の関与を不要とすることを検討。
⑨子供の学習費調査にかかる都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し（R5_198）	子供の学習費調査について、学校で回収した紙の調査票を都道府県で集約して国に提出しており、事務負担が生じている。	調査票の回収業務を都道府県を経由せず、国で対応することを検討。
⑩犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等（R6_10）	犬の所在地が変更となった場合、犬の登録原簿を転出先自治体へ郵送しなければならない。	登録原簿の送付については、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」との連携を含め、オンライン化に向けて検討。
⑪保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等（R6_95）	子どもが居住する自治体以外の保育施設を利用する場合、保育施設は子どもの居住する自治体に給付費の請求を行う必要がある、保育施設・自治体間での精算業務が負担。	給付・監査事務に関する施設管理プラットフォームを整備し、広域利用に必要な施設情報や児童情報を連携できる仕組みの構築を検討。
⑫里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築（R5_13）	里帰り出産の際に、住所地の自治体と里帰り先の自治体の情報が共有される仕組みがなく、里帰り先の自治体による支援が必要な妊婦等の情報を、住所地の自治体も里帰り先の自治体も把握することができず、里帰り先での支援が困難。	里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みを構築する。
⑬登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求について手数料の納付を不要とし手続のオンライン完結を可能とすること（R6_99）	地方公共団体の職員が登記・供託オンライン申請システムを利用した場合、公用請求であっても手数料の納付が求められるとともに、証明書をオンラインで受け取ることはできず手続がオンライン完結しない。	登記情報連携システムによる情報連携を試行的に実施する地方公共団体数を大幅に増やすとともに、R7年度以降、国や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備し、当該データベースを活用した情報連携により公用請求の代替を可能とする。

2. 重点募集テーマ① 「デジタル化」の参考資料

【参考】国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において令和6年度共通化の対象候補の選定の参考とした分権提案の内容

共通化の対象候補名及び所管省庁	共通化の対象候補に選定された分権提案(8件)	提案団体の主な支障	対応の方向性
環境法令に係る申請・届出システム<環境省・デジタル庁>	・法律における届出システムの統一化・共通化 (R6_28) ・産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出のワンストップ化 (R6_49)	各種環境法令については、多くの自治体でオンライン申請に対応していない。一部自治体で独自にオンライン化を進めているが、申請方法やID・パスワードが自治体ごとに異なるため、事業者の負担となっている。統一的な申請窓口が必要であるが、システム開発に係る負担が大きく困難。	各種環境法令に基づく届出等について、オンライン提出を可能とするため、e-Govの改修を検討。
建築確認電子申請システム等<国土交通省>	建築計画概要書等の閲覧に係る統一的な電子システムの導入等 (R6_4)	建築計画概要書等を書面で閲覧させているため、閲覧請求をした業者は窓口に出向く必要がある。また、オンラインで閲覧可能とする場合、個人情報のマスキングの対応が必要で、自治体の負担となっている。	建築計画概要書等をオンラインで閲覧可能とするため、電子申請システムの構築及び個人情報の取扱いを整理することについて検討。
預貯金照会のオンライン化の拡大<デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）>	・生活保護制度における資産調査の一括照会を可能とすること等 (R6_56) ・生活保護法第29条に基づく資産調査に係る預貯金照会システムの構築等 (R6_79)	生活保護の決定・実施・徴収等に係る資産調査について、書面での照会を行っており、回答までに数か月を要する場合もあるなど、事務負担が生じている。	生活保護を始め、税や国民健康保険等、様々な行政事務で実施する預貯金等の取引状況の照会について、預貯金のオンライン照会サービスを提供する民間事業者と対話しつつ、オンライン化の拡大を検討。
選挙結果に関する調査・報告システム<総務省>	選挙結果に関する調査・報告事務に係る全国共通のオンラインシステムの導入等 (R6_39)	国政選挙における「諸事項の調査」及び「結果報告（確定報告）」について、都道府県は、市町村の回答をExcelに転記、集計する必要があるため、事務負担が生じている。	投・開票速報オンラインシステムの機能を拡充し、市町村がオンライン上で回答できるよう検討。
ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省>	・ふるさと納税返礼品に係る審査の効率化等 (R6_25) ・ふるさと納税の指定申出手続等における事務手続のシステム化等 (R6_89)	ふるさと納税返礼品の審査について、都道府県は、市町村から提出されたExcelを統合した上で総務省に提出する必要があるほか、総務省からの疑義照会等の審査結果を再度市町村ごとに切り分ける必要があり、事務負担が生じている。	返礼品の審査をオンライン上で可能とするよう、現在試行的に運用しているシステムの状況を踏まえて検討。

※ 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において決定された令和6年度共通化の対象候補は次頁を参照

2. 重点募集テーマ① 「デジタル化」の参考資料

【参考】(※令和6年度共通化の対象候補のうち、分権提案に基づくもの(赤枠))

令和6年度共通化の対象候補について

- ・ 基本方針に規定する3つの「当面の具体的視点」を踏まえ、共通化の検討対象候補を以下のとおりとする。
- ・ 令和6年度の共通化の対象候補となった業務システムの所管府省庁は、令和7年3月までに、共通化推進方針案を作成し、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に協議をすることを原則とする（※令和6年度中にサービスインを求めるものではないため留意が必要）。

※DPI（機能拡充を含む）及び既に提供している共通SaaS（共通機能）（自治体窓口SaaS、給付支援サービス等）の利用拡大にも取り組む（デジタル庁）

I. デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

- ① 入札参加資格審査システム＜総務省＞ 【提案募集】
- ② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞ 【分権提案】
- ③ 建築確認電子申請システム等＜国土交通省＞ 【分権提案】
- ④ 預貯金照会のオンライン化の拡大＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞ 【分権提案】

II. デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

(1) クラウドの活用による情報集約手法のフラット化

- ⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム＜総務省＞ 【分権提案】
- ⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞ 【分権提案】
- ⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞ 【經由事務】
- ⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞ 【經由調査】

(2) システム共用化による国の制度改正への対応の即時化・省力化

- ⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞ 【提案募集】
- ⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）＜厚生労働省＞ 【提案募集】

III. データの可視化・活用による政策実施等の的確化

- ⑪ 重層的支援整備体制における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞ 【TYPES】
- ⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム＜総務省＞ 【提案募集】

+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討（デジタル庁） 【密接関連】

2. 重点募集テーマ② 「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図るための基準等の見直し

※特に、令和8年(度)に制度見直しや転換期の到来が見込まれる案件については、見直し検討の時機を逸しないよう、本年の提案募集において積極的にご提案いただきたい(例えば、診療報酬改定や委員の改選時期など)

<提案の視点の例>

(1) 人口減少地域等においてサービスの維持が困難又は空白地域における基準の緩和等を求めるもの

《この視点に関連する過去の提案例》

・ 病児保育事業の補助要件の設定 (H28-181) 【実現】

利用児童が2名以下の場合でも看護師、保育士それぞれ1名ずつの配置が必要であったが、離島等において利用児童の見込みが少ない場合、必要な研修を受けた看護師1名のみの配置を可能とする

保育士確保が困難な地域においても病児保育が実施可能に

・ 障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和 (H29-308) 【実現】

障害児(者)リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていることが必要であったが、非常勤医師でも可能とし、診療報酬の対象とする

地域における医療支援体制の存続が可能に

・ へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について (H30-7) 【実現】

へき地における薬局の管理者の兼務要件について、その地域の薬局の営業時間外であれば当該薬局の管理者は他の薬局に従事可能であることなどを明確化

へき地の薬局体制の維持が可能に

・ へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和 (R1-69) 【実現】

へき地における医療関係業務への労働者派遣について、医師に加え、看護師、准看護師、薬剤師、医療検査技師、診療放射線技師も可能とする

医師だけでなく看護師等の医療従事者の確保が可能となり、へき地の医療体制の充実につながる

・ 民生委員・児童委員の選任要件の緩和等 (R5-133) 【実現】

一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員等が市区町村外へ転出後も引き続き民生委員等として活動することを可能とする

民生委員等の担い手不足に対応

・ 障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し (R6-192)

利用児童10人以下の場合でも保育士等を2名配置しなければならず、中山間地域等においては人材確保が困難であり、基準の緩和を求めるもの

実態調査のうえ、基準の在り方を検討するとともに、「従たる事業所」の設置要件を緩和する方向で検討

・ 中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し (R6-195)

訪問介護事業所が不足する中山間地域において、通所介護事業所の職員が利用者の居宅を訪問してサービス提供した場合も報酬算定を認めるよう求めるもの

過疎地域等における基準緩和を認めた離島等相当サービスについて中山間地域における活用を促進する方策等を検討

2. 重点募集テーマ② 「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」

(2) その他人員基準、施設運営基準等の基準の緩和等を求めるもの

《この視点に関連する過去の提案例》

・都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和（H27-141）【実現】

運動施設は都市公園敷地面積の50%以下という設置基準について、全国一律の基準から「参酌すべき基準」に緩和

地域住民のニーズに沿って施設を充実させることが可能に
※47都道府県のうち10団体（21.3%）、1741自治体のうち266団体（15.3%）において条例改正実施（平成30年11月1日時点）

・保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について（H30-228）【実現】

事業所内保育事業において、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受入れが可能であることを明確化

自治体において満3歳以上の児童の受入れについて判断がしやすくなり、保育の受け皿の増加

・一時預かり事業に係る人員基準の見直し（H29-300）【実現】

1日あたり平均利用児童数が3人以下であること、保育所等と一体的に運営されていること等の条件を満たす場合、保育士1名に代わって子育て支援員1名の配置でも事業実施を可能とする

保育士確保が困難な地域において一時預かり事業の実施が可能に

・児童養護施設の保育士配置基準の緩和（H30-130）【実現】

児童養護施設では保育士を配置することとなっていたが、幼稚園免許所有者も配置を可能とする

施設の安定的な運営が可能に

・放課後児童クラブの補助要件緩和（H26-161、259、953-2）【実現】

放課後児童健全育成事業の補助要件について、10人未満の放課後児童クラブも補助対象とする

小規模な児童クラブの安定的な運営が可能に
※1741自治体のうち124団体（7.1%）において活用（平30年11月1日時点）

(3) 条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準(従うべき基準)の見直しを求めるもの

《この視点に関連する過去の提案例》

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化（H29-161）【実現】

従業者の資格と員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に緩和

事業の質を確保しながら継続的・安定的な運営が可能に
※放課後児童クラブを実施している1,629自治体のうち、649団体（39.8%）で条例改正実施（令和4年4月1日時点）

・小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し（R2-180）【実現】

登録定員と1日当たり利用定員の上限を「従うべき基準」から「標準」に緩和

介護サービスの質を担保しつつ必要なサービス提供が可能に

2. 重点募集テーマ② 「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」

(4) 過去の勧告において存置が許容されていない地方への義務付け・枠付けの見直しを求めるもの

※ 地方への義務付け・枠付けについて、第3次勧告（平成21年10月）、義務付け・枠付けの更なる見直し（平成23年11月）において、存置を許容するメルクマールの非該当とされたにも関わらず、未措置のものについては、具体的な支障がある場合は見直しの必要性が大きいことから、幅広く提案いただきたい。

《この視点に関連する過去の提案例》

・ 社会福祉主事の任用資格要件の緩和（R6-131）

多様な人材確保のために、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を求めるもの

実態調査を実施して実情を把握したうえで、実務経験を勘案することを含めて検討

・ 建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止（H26-409）【実現】

市町村の建築主事の設置に係る都道府県知事への協議について、同意を廃止

市町村の事務負担軽減に

・ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和（H27-281）【実現】

都道府県知事の総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議について、同意を廃止

都道府県の事務負担軽減に

・ 災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し（H29-299）【実現】

地域の実情に応じ、市町村が条例で貸付利率を定めることが可能に

被災者の生活再建を促進

※ 上記＜提案の視点の例＞にかかわらず、地方分権に資する自由な提案を広く受け付ける。

3. 提案募集の更なる充実について

- 制度改正の効果をより高めるため、以下のとおり分野横断的な見直し等に取り組む。
 - 重点募集テーマについて、地方六団体等を通じ、特に積極的な提案を呼びかけ
 - 提案内容と同様の課題がある類似の制度・事務についても併せて幅広く提案いただくよう呼びかけ
 - 個別に関係府省庁に対して行っている政府要望等の内容についても提案可能である旨を呼びかけ
- 担い手不足等により行政サービスの維持・確保が困難となる中で、これらの課題に直面している市町村からの提案が特に重要。一方で、特に小規模市町村など提案を行ったことのない団体も多いことから、市町村に対する支援に力を入れるとともに、提案のすそ野拡大に向けて以下の取組を行う。
 - 都道府県等と連携した市町村職員向け研修を、WEB会議システム等も活用し、引き続き実施
 - 都道府県と市町村の共同提案の拡充、市町村の提案事務を都道府県が支援、都道府県主催の市町村研修会など、都道府県による市町村支援を促進
 - 提案検討のための実践的ノウハウを掲載したハンドブックや、提案募集方式の取組・成果事例集等により地方における提案検討を後押し
- 類似の支障事例・課題や提案への賛同意見が数多く集まることは、提案実現の後押しにつながるため、共同・追加共同提案への参画に資するよう、事前相談の情報を各地方公共団体等に提供する。